

夏号

2022年 7月 1日

FUTURE

～ 未来 ～

山下事務所は元氣社長を
応援する社外ブレインです

税理士 山下事務所

Vo 1 . 93

所長挨拶



お客様、新型コロナウイルスの発生状況も下火になった様に思われますが、お元気に活動されていますか？

税務署の事務年度は毎年7月1日から6月30日までの1年間ですが、人事異動は毎年7月10日(今年は7月10日が日曜日のため7月11日)に行われます。従って、事務年度が終了する6月中旬までに税務調査も終了することになりますが、翌事務年度に持ち越された税務調査が今年1件ありました。

ちょっと残念ですが、調査官の力量の無さかなと思います。

4月20日に第54回山下会ゴルフコンペを実施しましたが、新型コロナウイルスの影響からか、11名の参加者にとどまりました。

以前のように参加者が20名以上になるのはいつになりますかね？

2022年10月21日の第55回山下会ゴルフコンペには是非多くの方に参加してもらいたいと思います。

私事ですが、税理士仲間(プロネットグループ)で約30年間勉強会を毎月しています。毎年の楽しみは6~7月頃の旅行です。国内を始め、海外にも行っていました。

ここ3年間はコロナで旅行やゴルフは出来ませんでしたが、今年は6月11日~13日に北海道(登別温泉地獄谷、富良野、小樽カントリー等)を回って、旅行を楽しんできました。

今後もコロナに影響されない旅行が毎年できることを期待しています。

お客様も新型コロナウイルス対策をしながら、大事な舵取りを誤らないようにお願い致します。

令和 4 年度 税制改正

電子帳簿保存法

2022 年 1 月 1 日より、改正電子帳簿保存法が施工され、国税関係の帳簿・書類のデータ保存について、抜本的な見直しが行われました。

ただし、2021 年 12 月 10 日に発表された与党の「令和 4 年度税制改正大綱」では、「電子取引」に関するデータ保存の義務化について、2023 年 12 月末まで 2 年間に行われた電子取引については従来どおりプリントアウトして保存しておくことが認められることとなり、それに対応するための省令改正等が行われました。

しかし、遅くとも 2 年後には「電子取引」への対応が求められることとなります。

電子帳簿保存法の三つの区分

電子帳簿保存法(以下、電帳法)とは、各税法で保存が義務付けられている帳簿・書類を電子データで保存するためのルール等を定めた法律です。法律自体は 1998 年から施行され、何度か改正されています。

2022 年 1 月から施行される改正電帳法が大きな関心事となった理由のひとつは、「電子取引」に関するデータ保存の義務化が盛り込まれたことです。これについては、2023 年 12 月末まで 2 年間に行われた電子取引については従来どおりプリントアウトして保存しておくことが認められましたが、これは、中小企業、とくに小規模企業・個人事業者の経理にとって、その準備期間が短く対応が難しいといった背景があったため認められたものです。

電帳法の簡単な概略をご説明します。電帳法の主な保存区分は、①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引データ保存の 3 種類に分けられます。

① 電子帳簿等保存は、「電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存」するこ

とです。具体的にいうと、自分が会計ソフト等で作成した帳簿や決算関係書類などを「電子データのままで保存する」ことを指します。

- ② スキャナ保存は、「紙で受領・作成した書類を画像データで保存」することです。具体的にいうと、相手から受け取った請求書や領収書などを、スキャニングして保存することです。
- ③ 電子取引データ保存は、「電子的に授受した取引情報をデータで保存」することです。具体的には、領収書や請求書といったように、紙でやりとりしていた場合に、その紙を保存しなければならない内容をデータでやりとりした場合「電子取引」に該当し、そのデータを保存しなければならないというものです。

「ネット通販なら必ずデータ保存が必要」というわけではなく、あくまで領収書などを紙ではなくデータで受け取った場合等が対象ですので、早とちりしないように注意してください。いままでは電子データを出力した紙で保存しても良かったのですが、今後はオリジナルの電子データの状態で保存しておく必要があります(2023年12月末までの2年間に行われた分はいままでどおり出力した紙を保存することも可能)。

| 保存区分 | 概要 |
|----------|-------------------------|
| ①電子帳簿保存法 | 電子的に作成した帳簿・書類をデータのままで保存 |
| ②スキャナ保存 | 紙で受領・作成した書類を画像データで保存 |
| ③電子取引 | 電子的に授受した取引情報をデータで保存 |

インボイス制度

2022年新年号P7にインボイス制度の改正内容と適用期間を紹介しましたが、続いてインボイス制度に対する免税事業者と課税事業者の対応について解説します。

● 自社が課税事業者である場合

インボイス制度の導入にあたり、課税事業者はインボイス発行事業者になるかどうかを、どのように判断すればよいのでしょうか。

まず、インボイス発行事業者に登録した場合、販売先は仕入税額控除が可能になるため、取引関係を継続する可能性が高いでしょう。

一方、インボイス発行事業者にならない選択もあります。その場合、インボイス発行事業者への登録申請や請求書の様式変更、インボイスの保存などの手間は発生しませんが、販売先は仕入税額控除ができないため、取引関係を見直される可能性があります。

| 選択肢 | メリット | デメリット |
|--------------------|--|--|
| インボイス発行事業者の登録を行う | ・販売先は仕入税額控除が可能となるため、取引が継続する可能性が高い | ・登録申請等の手間が発生する ・自社の請求書の様式を変更しなければならない ・発行したインボイスを保存する必要がある |
| インボイス発行事業者の登録を行わない | ・登録申請等の手間が発生しない ・従来どおりの請求書が使用できる ・インボイスを保存する手間がかからない | ・販売先は仕入税額控除ができないため、取引が見直される可能性がある |

● 自社が免税事業者である場合

インボイス制度導入後、インボイスを発行できるのは、インボイス発行事業者への登録申請を行った課税事業者のみです。免税事業者がインボイス発行事業者になるには、課税事業者に切り替え、インボイス発行事業者への登録申請を行う必要があります。

そのため、免税事業者は、課税事業者になりインボイス発行事業者になるか、免税事業者のままにいるかを判断しなければなりません。

課税事業者となってインボイス発行事業者登録を行った場合と、免税事業者のままインボ

インボイス発行事業者にならなかった場合のメリット・デメリットは以下のとおりです。

| 選択肢 | メリット | デメリット |
|------------------------------|-----------------------------------|--|
| 課税事業者になり、インボイス発行事業者登録を行う | ・販売先は仕入税額控除が可能となるため、取引が継続する可能性が高い | ・消費税の申告、納付が発生し、納税事務の負担が増える ・消費税分を販売価格に転嫁できないと、利益が減少する |
| 免税事業者のままでいる(インボイス発行事業者にならない) | ・消費税の申告、納付が不要 | ・販売先は仕入税額控除ができないため、取引が見直される可能性がある |

インボイス発行事業者になるかの判断は、販売先によっても異なります。例えば、販売先が一般消費者のみの場合、仕入税額控除は不要なのでインボイス発行事業者になる必要はありません。ただし、現状は事業者への販売がなくても将来的に発生するかもしれません。また、一般消費者だと思って販売していたところ、領収書を求められて、実は事業者だったとわかるケースもあります。さらに、販売先が事業者でも、その事業者が免税事業者や簡易課税を選択している事業者なら仕入先からのインボイスは不要なので、インボイス発行事業者となる必要がない場合もあります。

インボイス発行事業者になるかどうかは、自社の経営状況(収益状況、経理業務にかかるコスト、販売先、販売先との取引における関係性)や、将来の経営戦略などを踏まえ、総合的に検討する必要があります。

● 原則課税・簡易課税の選択

免税事業者がインボイス発行事業者になろうとすると、2つの計算方法(原則課税と簡易課税)のいずれかを選択することになります。

簡易課税は、「仕入に係る消費税計算が不要になる」ことや、「仕入先からのインボイスの保存が不要となる」といったメリットがあります。一方、複数の事業を行う事業者は、事業ごとに異なるみなし仕入率で計算するため、課税売上を事業ごとに区分しなければならず、事務負担が増える可能性があります。また、事業ごとに課税売上を区分していない場合は、もっとも低いみなし仕入率での計算になるため、納税額が不利になることもあります。

また、仕入や経費が少ない事業者は、原則課税を選択した場合より納税額が少なくなる一方で、仕入や経費が多い事業者や、設備投資や事務所の改修など大きな経費計上を計画している場合などは原則課税が有利な場合もあります。

なお、簡易課税を選択すると2年間は原則課税に変更できないので注意が必要です。詳しくは担当者にご相談ください